

新潟県知事 様

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金交付申請書

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金について、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第3条及び新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）第5条の規定により下記のとおり交付されるよう、関係資料を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 算出内訳 (単位：円)

区 分	事業に要する 経 費 (A)	補 助 金 交 付 申 請 額 (B)	市 町 村 負 担 額 (A)-(B) (C)
給食費負担軽減等事業			

- (注) 1 記1の「交付申請額」には、記2の(B)欄の合計額を記入すること。
2 事業計画の詳細については、別紙のとおりとする。
3 記2の(A)欄には、別添2の(C)欄の合計額を、(B)欄には同別添1の(F)欄の額（千円未満切り捨て）を記入すること。

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金に係る事業計画（状況報告）書 附属資料【市町村立学校分】

市町村名

学校種別	学校給食の区分	事業に係る児童数並びに事業に要する児童数					既交付決定額 (G)【円】	(C)のうち非喫食者であって金銭給付等の対象とする児童数 (H)【人】	(H)の児童への金銭給付等に要する経費 (I)【円】	(H)の児童1人当たり に要する額 (J)【円】	
		在籍児童数 (A)【人】	補助金の対象とならない児童数 (B)【人】	補助金の対象となる児童数 (C)【人】	県が要綱に定める基準額 (D)【円】	交付対象経費 (E)【円】					
小学校	完全給食										
	補食給食										
	ミルク給食										
	小計										
義務教育課程 前期	完全給食										
	補食給食										
	ミルク給食										
	小計										
特別支援学校 小学部	完全給食	うち支弁区分Ⅰ									
		うち支弁区分Ⅱ									
		上記以外									
		小計									
	補食給食	うち支弁区分Ⅰ									
		うち支弁区分Ⅱ									
		上記以外									
		小計									
	ミルク給食	うち支弁区分Ⅰ									
		うち支弁区分Ⅱ									
		上記以外									
		小計									
	合計					(F)					

(注) 1 「在籍児童数 (A)」の欄は、給食実施校における5月1日時点の在籍児童数を記入すること。
 ただし、提出の段階で人数が未定の場合には、前年度の人数等を用いて見込みを記入すること。(以下、人数に関する規定に関して、見込みを記入する場合には左に同じ。)
 2 「補助金の対象とならない児童数 (B)」の欄は、保護者が生活保護法に基づく教育扶助により学校給食費の支援を受けている場合や、学校給食法第12条第2項に基づく要保護児童生徒援助費補助金により学校給食費の支援を受けている場合等、これらの支援の対象となる児童数を記入すること。
 3 「補助金の対象となる児童数 (C)」の欄は、(A)から(B)を差し引いた人数を記入すること。
 4 「県が要綱に定める基準額 (D)」の欄は、実施要領において設定する基準額を記入すること。
 5 「交付対象経費 (E)」の欄は、(C)に(D)を乗じ、さらに11を乗じた額であること。
 6 「(C)のうち非喫食者であって金銭給付等の対象とする児童数 (H)」の欄は、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない児童に対して事業として金銭等により支援した場合に限り、記入すること
 なお、実施要領6(2)①に定める資料のほか、本事業の要綱その他必要に応じて関係資料を添付すること。
 7 「(H)の児童への金銭給付等に要する経費 (I)」の欄は、実施要領6(2)③に定める金額を上限とし、支援に要する経費は食材費相当額とする。

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金に係る収支予算書

議 決 年 月 日
議決予定 年 月 日

歳入

款	項	目	金額（円）

歳出

款	項	目	金額（円）

- (注) 1 予算科目の計上の方法がこの表と異なる場合には、市町村の予算科目に応じた表を作成すること。
- 2 議決されていない場合は、予算措置に関する市町村長の確約書を添付すること。

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金（変更交付）決定通知書

市町村名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度新潟県学校給食費負担軽減補助金については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第4条及び新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）第6条の規定により通知します。

年 月 日

新 潟 県 知 事

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった「給食費負担軽減等事業」とし、新潟県学校給食費負担軽減補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、事業の内容の変更により事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
(既交付決定済の額)	金	円)

- 3 補助金の確定額は、交付対象経費の実支出額と補助金額とのいずれか低い額とする。
- 4 事業は、年3月31日までに完了しなければならない。
- 5 「新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）」及び「交付要綱」の定めに従わなければならない。
- 6 交付決定通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があることにより申請の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請取下げ書を提出しなければならない。

【本件担当者連絡先】

担当課名：
電話番号：
Eメール：

新潟県知事 様

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金変更交付申請書

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金について、このたび下記のとおり事業に要する経費に変更を生じたので、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第3条及び新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）第9条第1項の規定により、関係資料を添えて申請します。

記

1 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円

2 算出内訳 (単位：円)

区 分	変更後の事業に要する経費 (A)	変更後の補助金交付申請額 (B)	既交付決定額 (C)	差引増(△減)額 (B) - (C) (D)
給食費負担軽減等事業				

- (注) 1 記1の「交付申請額」には、記2の(B)欄の合計額を記入すること。
 2 事業計画の詳細については、別紙のとおりとする。
 3 記2の(A)欄には、別添2の(C)欄の合計額を、(B)欄には同別添1の(F)欄の額(千円未満切り捨て)を記入すること。
 4 収支予算書(別紙様式第1別添3)を添付すること。
 なお、予算額が不足する場合は、市町村長の計上確約書を添付すること。

<p>【本件担当者連絡先】 担当課名： 電話番号： Eメール：</p>

文 書 番 号
年 月 日

新 潟 県 知 事 様

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟県学校給食費負担軽減補助金については、新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）第10条の規定に基づき、下記の理由により事業を中止・廃止したいので承認されたく申請します。

記

理 由

【本件担当者連絡先】

担当課名：

電話番号：

Eメール：

文 書 番 号
年 月 日

新 潟 県 知 事 様

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟県学校給食費負担軽減補助金については、新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）第11条の規定に基づき、下記の理由により事業の遂行が困難となりましたので報告します。

記

理 由

【本件担当者連絡先】

担当課名：

電話番号：

Eメール：

文 書 番 号
年 月 日

新 潟 県 知 事 様

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金に係る実績報告書の提出について

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金について、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）第12条及び新潟県学校給食費負担軽減補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）第13条の規定に基づき、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

事業に要した経費 円
確定額 円

算出内訳 (単位：円)

区 分	事業に要した 経 費 (A)	補 助 金 交付決定額 (B)	補 助 金 確 定 額 (C)	概 算 払 受 領 済 額 (D)	差 引 精 算 額 (C)-(D)	備 考
給食費負担軽減等事業						

<p>【本件担当者連絡先】 担当課名： 電話番号： Eメール：</p>

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金に係る実績報告書【市町村立学校分】

市町村名

学校種別	学校給食の区分	事業に係る児童数並びに(C)のうち非喫食者であって金銭給付等の対象とした児童数					(F)の児童への金銭給付等に要した経費(G)【円】	(F)の児童1人当たり(千円未満切捨)に要した額(H)【円】	年度の総事業費(E)及び(G)の計(千円未満切捨)(I)【円】	補助金既交付決定額(または既変更交付決定額)【円】	補助金確定額(I)又は(J)のいずれか少ない額【円】	
		年間在籍児童数(A)【人】	補助金の対象とならない児童数(B)【人】	補助金の対象となる児童数(C)【人】	県が要綱に定める基準額(D)【円】	年間で食材に要した額(E)【円】						
小学校	完全給食											
	補食給食											
	ミルク給食											
	小計											
義務教育課程 前期	完全給食											
	補食給食											
	ミルク給食											
	小計											
特別支援学校 小学部	完全給食											
	うち支弁区分I											
		うち支弁区分II										
		上記以外										
	小計											
	補食給食											
	うち支弁区分I											
		うち支弁区分II										
		上記以外										
	小計											
	ミルク給食											
	うち支弁区分I											
うち支弁区分II												
上記以外												
小計												
合計										(J)	(K)	

(注) 1 「在籍児童数(A)」の欄は、給食実施校における5月1日時点の在籍児童数を記入すること。
 2 「補助金の対象とならない児童数(B)」の欄は、保護者が生活保護法に基づく教育扶助により学校給食費の支援を受けている場合や、学校給食法第12条第2項に基づく要保護児童生徒援助費補助金により学校給食費の支援を受けている場合等、これらの支援の対象となる児童数を記入すること。
 3 「補助金の対象となる児童数(C)」の欄は、(A)から(B)を差し引いた人数を記入すること。
 4 「県が要綱に定める基準額(D)」の欄は、実施要領において設定する基準額を記入すること。
 5 「年間で食材に要した額(E)」の欄は、給食費負担軽減等事業として食材に要した総額であること。
 6 「(C)のうち非喫食者であって金銭給付等の対象とした児童数(F)」の欄は、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない児童に対して事業として金銭等により支援した場合に限り、記入すること。
 なお、実施要領6(2)①に定める資料のほか、本事業の要綱その他必要に応じて関係資料を添付すること。
 ただし、実績報告以前に提出している場合には、従前に提出した資料をもって代えることができる。
 7 「(F)の児童への金銭給付等に要した経費(G)」の欄は、実施要領6(2)③に定める金額を上限とし、支援に要する経費は食材費相当額とする。

市町村長名

年度新潟県学校給食費負担軽減補助金に係る収支精算書

歳入

款	項	目	金額（円）

歳出

款	項	目	金額（円）

- （注） 1 予算科目の計上の方法がこの表と異なる場合には、市町村の予算科目に応じた表を作成すること。
- 2 議決されていない場合は、予算措置に関する市町村長の確約書を添付すること。